

大阪万博に向けた県産品販路拡大事業委託業務
プロポーザル募集要項

令和6年2月9日

岐阜県商工労働部県産品流通支援課

目次

第1	募集の内容	1
1	委託業務名	
2	業務内容	
3	委託業務期間	
4	委託費の上限	
第2	プロポーザルに係る事項	1
1	プロポーザル参加の要件	
2	企画提案書の作成	
	(1) 企画提案	
	(2) 業務の実施体制について	
	(3) 社会課題への取り組み	
3	プロポーザルの手続き等	
	(1) スケジュール	
	(2) 募集要項等の配布	
	(3) 質問事項の受付、回答	
	(4) プロポーザル参加申込書の受付	
	(5) 企画提案書等、書類の受付	
	(6) プロポーザル参加に際しての留意事項	
	(7) 見積書作成に当たっての注意事項	
	(8) 関係書類の送付先・受付場所及び留意事項	
第3	評価に関する事項	5
1	評価方法	
2	プロポーザル評価会議	
3	プロポーザル評価基準	
第4	選定に係る事項	6
1	最優秀提案者（契約交渉の相手方）の選定方法	
2	複数の最低得点者が生じた場合の取り扱い	
3	提案者が1者又ははない場合の取り扱い	
4	評価結果等の通知及び公表	
5	評価結果の通知及び公表	
第5	契約の締結	7
1	契約方法	
2	契約保証金	
第6	業務の適正な実施に関する事項	7
1	関係法令の遵守	
2	業務の一括再委託の禁止	
3	個人情報保護（県の規定を準用）	
4	守秘義務	
5	立入検査等	
第7	業務の継続が困難となった場合の措置について	8
1	受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	
2	その他の事由により業務の継続が困難となった場合	
第8	不当介入における通報義務	8
1	妨害又は不当要求に対する通報義務	
2	履行期間の延長請求	
第9	その他	8
第10	問い合わせ先	9
別表	プロポーザル評価基準	10
別記	著作権等取扱特記事項	11

大阪万博に向けた県産品販路拡大事業委託業務 プロポーザル募集要項

2025年に開催される大阪・関西万博は、想定来場者数約2,800万人を見込み、岐阜県及び県産品の魅力を国内外に発信する絶好の機会であると同時に、SDGs（持続可能な開発目標）を2030年までに達成するためのプラットフォームと位置付けられている。

大阪・関西万博開催を見据え、県産品販売及びマーケティング機会の創出だけでなく、SDGsに寄与する製品を含めた県産品の認知度向上を図るため、主要駅の駅ナカや駅コンコース、百貨店などに県産品販売コーナーを設置し、県産品の販路拡大と発信を行う。

本事業は、プロポーザル（企画提案）方式により委託先を選定することとし、この募集要項は委託業務の内容、プロポーザルにあたっての参加要件及び選定手続き等を定めたものです。

本事業は、令和6年度岐阜県の当初予算の成立を前提に事業化される停止条件付き事業です。
そのため、岐阜県の予算の成立をみなければ、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しませんので、あらかじめご承知願います。
なお、上記の件に伴い、プロポーザル参加者または受託予定者において損害が生じた場合にあっても、県においては、その損害について一切負担しません。

第1 募集の内容

1 委託業務名

大阪万博に向けた県産品販路拡大事業委託業務

2 業務内容

別添「委託業務仕様書」のとおり

3 委託業務期間

契約締結日から令和7年3月28日（金）まで

4 委託費の上限

11,144,027円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※委託費の上限を超える見積額の提案は失格とします

第2 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加の要件

プロポーザルに参加できる者は、本委託業務を効果的かつ効率的に実施できる法人又は複数の法人で構成される団体（以下「共同体」という。）であり、次に掲げる全ての要件を満たすものとします。

なお、単独法人にあつては、下記①～⑫までのすべての要件を満たすものとします。共同体にあつては、すべての構成員が①～⑤、⑦～⑩までのすべての要件を満たす必要があり、また、代表構成員は⑥の要件を満たすこととし、⑪及び⑫の要件については構成員のいずれかが条件を満たすことが必要です。

①日本国内に本社、本店を置いている法人であること。

②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

③役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

- イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ④次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
- ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）。
- ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項に規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）。
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑥プロポーザル評価会議の開催日において県の入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登録されているものであること。
- ⑦岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。
- ⑧宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- ⑨最近3年間、本店及び県内に所在する支店、営業所等が都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑩岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑪令和6年4月時点において、岐阜県産品を取扱う販売店舗（加工食品と工芸品等の雑貨とともに扱う常設店舗。オンライン販売のみを除く。）を運営していること。共同体での申込の場合いずれかの事業者が販売店舗を運営していること。
- ⑫法令等の規定による官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある事業提案を行うに当たっては、当該免許、許可、認可を受けている、または受ける見込みがあること。

2 企画提案書の作成

以下の項目について、事業の企画を様式1に沿って作成してください。

- ・企画提案書の様式等は、日本工業規格A4縦型（一部A3判資料 折込使用可）とする。
- ・企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とする。
- ・なお、企画提案に係る参考・説明資料が必要な場合は、任意様式で添付できる。
- ・企画内容は実現可能なものとし、実施にあたっては岐阜県と調整すること。
- ・企画提案書は25ページ以内（表紙含む）に収めること。

(1) 企画提案

- ①実施方針
- ②具体的な企画内容及び運営手法
- ③実施スケジュール

(2) 業務の実施体制について

- ①本業務の実施体制（人員体制、実施責任者及びスタッフの経歴・資格等）
- ②本業務に類する事業の実績（実績がある場合に記入。多数ある場合は、3つ程度を列挙。記載内容における必須項目は、発注者名、業務の名称、業務場所の都道府県名、契約額、契約期間、業務の概要とする。）
- ③提案者の能力等（経営基盤）

(3) 社会課題への取り組み

様式に沿って記載すること。

3 プロポーザルの手続き等

(1) スケジュール

①募集要項等の公開・配布	令和6年2月9日（金）～3月4日（月）正午
②募集要項等に関する質問受付	令和6年2月9日（金）～2月26日（月）正午
③プロポーザル参加申込受付	令和6年2月9日（金）～3月4日（月）正午
④プロポーザル企画提案書受付	令和6年2月9日（金）～3月11日（月）正午
⑤プロポーザル評価会議	令和6年3月下旬
⑥評価結果の公表・通知	令和6年3月下旬

(2) 募集要項等の配布

- ①配布期間 令和6年2月9日（金）～3月4日（月）
午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）
ただし最終日は正午まで。
- ②配布場所 <https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/345078.html>
（トップ>県政情報>入札・公売>公募型プロポーザル）
※募集要項等は、原則上記ホームページからダウンロードすることとします。

(3) 質問事項の受付、回答

- ①受付期間 令和6年2月9日（金）～2月26日（月）正午（必着）
- ②提出方法
質問は書面（別紙1）を、県産品流通支援課まで郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出し、その旨を電話にて通知してください。
- ③回答方法
質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害する恐れのあるものを除き、随時、岐阜県ホームページ内の以下のページに掲載します。
<https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/345078.html>
（トップ>県政情報>入札・公売>公募型プロポーザル）

(4) プロポーザル参加申込書の受付

- ①受付期間 令和6年2月9日（金）～3月4日（月）正午（必着）
- ②提出書類
 - ア 参加申込書（別紙2）
 - イ 共同体構成員届出書（別紙2-2）（該当する場合のみ）
 - ウ 共同体協定書（別紙2-3）（該当する場合のみ）
 - エ 共同体委任状（別紙2-4）（該当する場合のみ）

③提出方法

- ・参加希望者は参加申込書（別紙2）を県産品流通支援課まで持参又は郵送により提出してください。
- ・持参による受付は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとします。郵送の場合は、簡易書留等配達記録の記録が残るものとし、令和6年3月4日（月）正午必着としてください。

④提出部数 1部

(5) 企画提案書等、書類の受付

①受付期間 令和6年2月9日（金）～3月11日（月）正午（必着）

②提出書類、提出部数

- ア 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式1
（※参考・説明資料が必要な場合は添付のこと。表紙以外は様式任意）
- イ 見積書（様式任意）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式2
- ウ 法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式3
- エ 直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（販売費及び一般管理費含む）又はこれに類するもの。
※親会社がある場合は、親会社に係る書類も併せて提出してください。なお、証券取引法の適用会社の場合、個別及び連結財務諸表どちらも提出してください。
- オ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式4
※共同体として応募する場合は、上記ウ、エについて構成員ごとに提出してください。

③提出部数

8部（正本1部、副本7部。ただし、参考・説明資料含む。）

④提出方法

- ・県産品流通支援課あてに持参又は郵送により提出してください。
- ・持参による受付は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとします。郵送の場合は、簡易書留等配達記録の記録が残るものとし、令和6年3月11日（月）正午必着としてください。

⑤その他

プロポーザル評価会議において、企画提案書等を使用してプレゼンテーションを実施してください。必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

(6) プロポーザル参加に際しての留意事項

①失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 募集要項に違反すると認められる場合
- オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき
- カ 構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- キ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ク 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ケ 委託費の上限を超える見積額の提案を行った場合
- コ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

②著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて企画提案参加者が負うものとします。

③複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません（軽微なものを除く）。

⑤返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は全て参加者負担とします。

⑦その他

ア 参加者は企画提案書の提出をもって募集要項等の記載内容に同意したものとします。

イ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。

ウ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日の正午までに、辞退届（別紙3）を、県産品流通支援課に持参又は郵送により申し出てください。

(7) 見積書作成に当たっての注意事項

提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含んだ金額とし、消費税及び地方消費税を明記することとしてください。

(8) 関係書類の送付先・受付場所及び留意事項

岐阜県商工労働部県産品流通支援課（国内展開係）

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁10階

TEL：058-272-1111（内線3817）

FAX：058-278-3563

E-mail：c11370@pref.gifu.lg.jp

（注意1）上記の各種書類を指定の方法のうち、郵送、ファクシミリ又は電子メールにて提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

（注意2）メール送信の際は、件名に「大阪万博に向けた県産品販路拡大事業委託業務」と記載した上で送信してください。

第3 評価に関する事項

1 評価方法

評価は、別に定める構成員により組織された大阪万博に向けた県産品販路拡大事業委託業務プロポーザル評価会議（以下、「評価会議」という。）が行います。

なお、委託者の選定に当たっては、評価項目に沿って、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点を行います。

2 プロポーザル評価会議

(1) 開催日時・場所

日時・場所については、後日、企画提案参加者にそれぞれ通知します。

(2) 企画提案の所要時間

- ・プレゼンテーション 20分間以内
- ・評価委員からの質疑 約15分間程度

(3) 注意事項

- ①プレゼンテーション参加者は他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ②参加人数は2名以内とします。
- ③指定の時間に遅れた場合には、評価対象とはいたしません。
- ④プレゼンテーションの際、新規に資料を追加すること、及びパワーポイント機材等を使用することはできません。企画提案書受付期間内に提出した資料（受付期間内であれば、パワーポイント等で作成した追加の紙資料は提出可）のみで、プレゼンテーションを実施してください。
- ⑤新型コロナウイルス感染症の急拡大など社会情勢を踏まえて、ビデオ会議アプリZoomによる開催となる可能性があります。開催方法については、日時・場所と同様に、後日連絡いたします。

3 プロポーザル評価基準

別表「評価項目及び評価内容」のとおり

なお、各評価項目の合計点を1構成員につき100点満点として採点し、各構成員の採点数の合計（構成員3名：満点300点）が、60%以上（180点以上）であることを最低基準とします。

第4 選定に係る事項

1 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の選定方法

- (1)各構成員は、別表「評価項目及び評価内容」に基づき、提案ごとに点数評価を行います。
- (2)構成員毎に評価点数の高い順から下記のとおり順位点を付すこととします。

順位	1位	2位	3位	4位	…
順位点	1点	2点	3点	4点	…

- (3)各構成員の順位点を合計し、合計点の最も低い提案者を最優秀提案者とします。
- (4)(3)に関わらず、最低基準に満たない提案者は選定から除外します。

2 複数の最低得点者が生じた場合の取り扱い

順位点合計の最も低い提案者が複数いる場合は、提案金額の安価な提案者を高順位とします。なお、順位点合計の最も低いかつ提案金額の最も低い提案者が複数いる場合は、くじ引きの上、最優秀提案者を決定します。

3 提案者が1者又はない場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において最低基準を満たすときは、当該提案者を最優秀提案者とします。また、最低基準に満たない場合又は提案者がいない場合には、再度公募を検討します。

4 評価結果等の通知及び公表

評価結果は、評価会議終了後、最優秀提案者（契約交渉の相手方）が決定してから、速やかに提案者に文書にて通知するとともに、以下の項目を県のホームページ上で公表します。

- (1)最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
- (2)全提案者の名称（申込順）
- (3)全提案者の評価点（得点順）（価格点及び提案金額を含む。提案者の名称は秘匿。ただし、応募者が2者の場合には公表しない。）
- (4)最優秀提案者の選定理由
- (5)評価会議構成員の氏名
- (6)最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

5 評価結果の通知及び公表

評価結果は選定後、速やかに参加者に通知するとともに、岐阜県ホームページ上で公表します。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/345078.html>

第5 契約の締結

1 契約方法

選定した最優秀提案者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行います。電子契約による契約の締結を希望する場合、速やかに県あてに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出することとします。

仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、県との協議により必要に応じて内容を変更した上で契約を締結することがあります。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、基準点を満たし、かつ評価結果において総合評価が次に高い応募者と協議を行うこととします。

2 契約保証金

岐阜県会計規則第114条第2号に掲げる要件の一に該当するときは、免除します。

第6 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法その他法令のみならず、維持管理、安全管理、衛生管理、労務管理や危機管理等に関する法令を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、業務の一部を委託することができます。

3 個人情報保護（県の規定を準用）

受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び岐阜県個人情報取扱事務基準（平成11年3月5日付 総第398号）に基づく別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、その取扱いに十分留意すること。

4 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

5 立入検査等

県は事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告させ、または事務所に入り立ち入り、関係帳簿類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問を行う場合があります。委託契約終了後も同様とし、これにより発生する受託者の経費は受託者の負担とします。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、岐阜県は契約の取消しができます。この場合、岐阜県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害、新型コロナウイルス感染症の感染拡大その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰することが出来ない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ事前に書面で通知することで契約を解除できるものとします。

なお、契約期間終了若しくは契約の取り消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとします。

第8 不当介入における通報義務

1 妨害又は不当介入に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければなりません。

2 履行期間の延長請求

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、岐阜県に履行期間の延長を請求することができます。

第9 その他

最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該提案者と契約を締結しないものとします。

また、最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該提案者と契約を締結しないものとし、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第10 問い合わせ先

岐阜県商工労働部県産品流通支援課（国内展開係）

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁 10階

TEL : 058-272-1111（内線3817）

FAX : 058-278-3563

E-mail : c11370@pref.gifu.lg.jp

別表

プロポーザル評価基準（評価項目及び評価内容）

【評価方法】

- ①下表に基づき、評価点を算出し、その合計を総評価点とする。
- ②評価会議構成員の総評価点の合計の6割(180点)を基準点とする。
(基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。)
- ③総評価点の高い順から順位点を付す。(1位=1点、2位=2点、…)
- ④各評価会議構成員の順位点の合計が最も低い提案者を最優秀提案者として選定する。

		評価項目及び評価内容	評価基準点				
① 企画の妥当性（66点）			大変 優秀	優秀	良い	やや 良い	普通
1	県産品販売コーナー の設置 (16点)	効果的な場所を提案し、岐阜県らしさや季節感が 伝わる装飾やレイアウトを企画しているか。	16	13	10	7	4
2	商品の選定 (15点)	関西圏での消費者動向を踏まえた、多様な商品が 取り扱えるような工夫はあるか。提案商品は岐阜 県らしさや季節感が伝わる商品群となっている か。	15	12	10	8	5
3	県産品販売コーナー の運営 (15点)	販売業務に従事するスタッフは、食品を扱う知識 だけでなく、事業を適切に実施するためのノウハ ウや経験等を持っているか。販売力向上の工夫は あるか。	15	12	10	8	5
4	県産品PR (効果的PR) (10点)	コンセプトを明確にし、それに基づいた効果的な 販促物やPR方法を提案しているか。 販促に効果的な催事が企画されているか。	10	8	6	4	2
5	県内事業者との連携 (10点)	県産品販売コーナーと連動した効果的な県産品プ ロモーションを提案しているか。	10	8	6	4	2
② 企画の実現性（34点）			大変 優秀	優秀	良い	やや 良い	普通
6	事業の実施体制 (15点)	業務を適切かつ確実に実施できる経営基盤を有 し、効率的に実施するため、県や県内事業者との 連絡調整業務等が迅速に実施できる体制を組め ているか。	15	12	10	8	5
7	事業実施の能力 (10点)	類似事業の実績を有し、知識、ノウハウ、経験等 を生かせることが期待できるか。 事業提案とスケジュールの整合性はあるか。	10	8	6	4	2
8	事業費の妥当性 (5点)	本事業費の積算は、事業を実施するうえで、用途 や金額が妥当なものとなっているか。	5	4	3	2	1
9	社会的課題の解決 (4点)	「障がい者雇用」(1点)「仕事と家庭の両立支援」 (1点)「若者の採用・育成」(1点)「SDGs推進」 (1点)といった社会的課題の解決に積極的に取 り組んでいるか。	4	3	2	1	—
計 (100点満点)							

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

- 第1 印刷製本物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利(以下「著作者人格権」という。)及び同法第21条から第28条までに規定する権利(以下「著作権」という。)は受託者に帰属する。
- 2 印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権(著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権)は、提供した者に帰属する。ただし、発注者又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合には、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

- 第2 印刷製本物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。
- 2 印刷製本物の作成のために受託者が提供した印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。
- 一 原画
 - 二 その他本業務の実施に際し制作したもの
- 3 前二項に関し、次のいずれかの者に印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を受託者に譲渡させるものとする。
- 一 受託者の従業員
 - 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 4 第1項及び第2項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

- 第3 受託者は、発注者に対し、印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材(以下「印刷製本物等」という。)が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。
- 2 発注者は、印刷製本物等が著作物に該当する場合において、当該印刷製本物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

- 第4 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(印刷製本物等の電子データが入った納入物の提供)

- 第5 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等の電子データが入った納入物(JPEG形式又はAdobe Illustrator形式、及びPDF形式)を当該印刷製本物の引渡し時に引き渡すものとする。

- 2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。
- 3 第1項の印刷製本物等の電子データが入った納入物の所有権は、当該印刷製本物の引渡し時に発注者に移転する。